

鹿児島市公園公社行動計画

(一般事業主行動計画)

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法一体型

令和7年8月

公益財団法人鹿児島市公園公社

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に伴う行動計画

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に関する事項として、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年8月1日～令和9年7月31日

2. 数値目標及び取組内容・実施時期

※【次世代】次世代法に基づく取組目標、【女活】女性活躍推進法に基づく取組目標

目標①：計画期間における男性の平均育児休業取得率を50%以上にする【次世代】

<内容>

育児休業制度や短時間勤務制度を利用しやすく、育児休業後に職場復帰しやすい環境の整備に関する事項として計画期間における男性の平均育児休業取得率を50%以上にするため、育児休業に関する規程を配布し、労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知を行う。

<実施時期>

- 令和7年9月1日～ 月例会で育児休業等に関する規程を配布し、育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知を行う。

目標②：フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの法定労働時間外労働・法定休日労働の合計時間数を10時間未満とする【次世代】

<内容>

働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備に関する事項としてフルタイム労働者一人当たりの各月ごとの法定労働時間外労働・法定休日労働の合計時間数を10時間未満とするため、毎週1日各職員がノー残業デーを設定し、実施する。

<実施時期>

- 令和7年 9月1日～ ノー残業デーの実施および設定について周知を行う。
- 令和7年10月1日～ ノー残業デーを実施する。

目標③：職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する事項として有給休暇取得率を70%以上にする【女活】

<内容>

職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する事項として有給休暇取得率を70%以上にするため、有給休暇の取得の奨励と業務の効率化の検討及び見直し、時間配分の見直しを行う。

<実施時期>

- 令和7年 8月1日～ 月例会で有給の取得率を配布し、有給の取得を奨励する。
- 令和7年 8月1日～ 各部署での業務の効率化の検討及び見直し、時間配分の見直しを随時行う。
- 令和7年12月1日～ 各職員の有給取得数の確認を行い、取得できていない職員に対しては、取得できていない理由、業務の優先順位や業務プロセスの見直しの確認を行い所属長との面談を行う。
- 令和8年 4月1日～ 各職員の令和8年度の有給日数を通知し、計画取得日の設定を推進する。